

(写)

7 三総政第739号

令和8年2月17日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和8年第1回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第3号 認知症とともに生きるまち三鷹条例
- 議案第4号 三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第6号 三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 三鷹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第17号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）

- 議案第18号 令和7年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 令和8年度三鷹市一般会計予算
- 議案第20号 令和8年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
- 議案第23号 令和8年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和8年度三鷹市下水道事業会計予算

議案第3号

認知症とともに生きるまち三鷹条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

認知症とともに生きるまち三鷹条例

認知症は、誰もが自らのこととして向き合う可能性のある身近なものであり、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けたいという願いは、市民共通のものである。

三鷹市は、人権を尊重するまち三鷹条例（令和6年三鷹市条例第4号）の理念にのっとり、互いの尊厳を認め合うまちづくりを推進している。したがって、認知症の人の意思と持てる力が等しく尊重され、誰もが自分らしくあり続けられる環境を整える責務を有する。

この認識の下、三鷹市は、市民及び事業者等と協力し、認知症をめぐる不安を解消するとともに、これまでどおりの生活を営むことが難しくなるといった社会通念上の障壁を地域全体の課題として捉え直していかなければならない。そして、一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに歩むことで、日常の暮らしを支え合う豊かな地域社会を育んでいく必要がある。

ここに、全ての市民が認知症を自らのこととして受け止め、誰もが安心して暮らし続けることができる「認知症とともに生きるまち三鷹」を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して自分らしくあり続けることができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第2条に規定する状態をいう。
- (2) 家族等 認知症の人（以下「本人」という。）の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の

活動を営む個人又は団体をいう。

(5) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策の推進は、次に掲げる基本理念に基づき取り組まなければならない。

(1) 本人及び家族等の意思が尊重され、不当な差別的扱いや誤解を受けることなく、自分らしくあり続けられること。

(2) 本人が、地域の一員として経験や個性を生かして主体的に活動し、まちづくりに関わること。

(3) 市民及び事業者等が、認知症への正しい理解を深め、自分事として支え合う環境を整えること。

(4) 家族等の生活と健康が、本人とのつながりを保ちつつ、等しく守られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、本人及び家族等の意見を尊重しながら誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症を自分たちの課題として捉え、誰もが暮らしやすい地域づくりに協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、従業者が認知症への理解を深める機会を設けるとともに、本人及び家族等が安心して利用できるサービスを提供し、並びに本人及び家族等の就労その他の社会参加を継続できるよう配慮に努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発及び教育並びに本人及び家族等による体験や意見の発信への支援

(2) 本人及び家族等の希望や関心に応じた社会参加の機会並びに地域において交流できる場の確保

(3) 早期発見及び早期診断に資する体制の整備並びに状態に応じた適切な支援を早期から受けるための施策の充実

- (4) 本人の意思決定支援及び成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
- (5) 本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備
- (6) 家族等の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援の充実
- (7) 認知症の特性に配慮したわかりやすいデザインによる環境整備の推進
- (8) 関係機関等と連携した調査及び研究による認知症施策の効果的な推進
(推進計画の策定等)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、認知症施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ三鷹市健康福祉総合条例（平成9年三鷹市条例第5号）第37条に規定する三鷹市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ関係機関等と協議を行うとともに、本人及び家族等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、定期的に推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。
(財政上の措置)

第9条 市は、認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

認知症施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して自分らしくあり続けることができる社会を実現するため、本案を提出します。

議案第4号

三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成4年三鷹市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三鷹市平和推進条例

第1条中「とその財源」を「、平和を考え行動する文化（以下「平和文化」という。）の振興及びその財源」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 平和文化の振興及び顕彰

第9条を第11条とし、第3条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

(平和の日)

第3条 三鷹市平和の日（以下「平和の日」という。）は、11月30日とする。

2 市は、平和の日を中心として、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

(平和文化功労者)

第4条 市は、平和文化の振興を図り、もって戦争の記憶及び平和の尊さを次世代に継承するため、平和に関する顕著な功労のあった者で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを三鷹市平和文化功労者として顕彰することができる。

(1) 平和文化の醸成、啓発及び継承に顕著な功労があった者

(2) 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動したことがある者

(3) 平成元年11月30日に生存していた者又は同日の翌日以後に生まれた者

(4) 次項に規定する三鷹市平和文化功労者選考委員会を開催する日の属する年度の前年度の末日時点で死亡している者

2 前項の規定による顕彰の決定は、三鷹市経営本部規則（平成16年三鷹市規則第15号）に定める首脳部会議の構成員（市長を除く。）で組織する三鷹市平和文化功労者選考委員会の推挙に基づき市長が行う。

附則中「付則」を「附則」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

条例の題名を改めるとともに、平和事業に平和文化の振興及び顕彰を追加し、三鷹市平和の日を定め、平和に関する顕著な功労のあった者を顕彰することができることとするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第5号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三鷹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 三鷹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(三鷹市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三鷹市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年三鷹市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用する条番号を改めるため、本案を提出します。

議案第6号

三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例

三鷹市行政手続条例(平成9年三鷹市条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「一35条」を「一第35条」に、「35条の2」を「第35条の2」に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「同項第4号」を「前項第4号」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、目次の改正規定及び第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三鷹市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分の対象者等の所在が判明しない場合の通知について、インターネット等により閲覧することができることとするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第7号

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年三鷹市条例第15号）
の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

休暇取得への心理的抵抗感を緩和することを目的として、休暇の名称を改めるため、本案を提出します。

議案第8号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「範囲内の」を「範囲内において市規則で定める」に改める。

第9条第2項第1号中「(その額をその者の支給対象期間の月数(以下「支給月数」という。))で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額)」を「(以下「運賃等相当額」という。))」に改め、同項第2号中「別表第4に掲げる」を「市規則で定める職員の区分及び7万8,900円を超えない範囲内で」に、「同表に掲げる」を「市規則で定める」に改め、同項第3号中「支給月数を乗じて得た額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額)」を「その者の支給対象期間の月数(以下「支給月数」という。))を乗じて得た額の合計額」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項の次に次の4項を加える。

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則に定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、市規則で定める交通の用具の駐車

ための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額に支給月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第11条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第13条の3第2項中「11万5,000円」を「同項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ の25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
2	197,300	252,700	274,000	411,300	542,400
3	198,300	253,800	275,300	413,600	551,900
4	199,300	254,900	276,600	416,000	561,400
5	200,300	256,000	278,000	418,400	
6	201,400	257,100	279,300	420,700	
7	202,600	258,200	280,600	423,000	
8	203,800	259,300	281,900	425,300	
9	205,000	260,400	283,300	427,700	
10	206,200	261,500	284,600	430,000	
11	207,400	262,600	286,000	432,200	
12	208,800	263,800	287,500	434,400	
13	210,200	265,000	289,000	436,700	
14	211,600	266,200	290,600	438,900	
15	213,100	267,300	292,200	441,000	
16	214,600	268,600	293,800	443,100	
17	216,200	270,000	295,500	445,000	
18	218,500	271,300	297,400	446,800	
19	220,800	272,400	299,200	448,700	
20	223,200	273,700	301,100	450,500	
21	225,600	275,100	302,900	452,200	
22	227,600	276,400	304,800	453,900	
23	229,600	277,600	306,700	455,500	
24	231,600	278,900	308,500	457,200	
25	233,600	280,300	310,300	458,900	
26	235,700	281,800	312,200	460,300	
27	237,800	283,200	314,100	461,300	
28	239,900	284,600	315,900	462,100	
29	242,000	286,100	317,700	462,900	
30	243,200	288,000	319,600	463,700	
31	244,500	289,800	321,500	464,400	
32	245,800	291,700	323,300	465,100	
33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	
40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	
44	258,100	307,700	345,700	473,100	

45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	
57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900		
63	276,200	329,300	383,700		
64	277,100	330,400	385,400		
65	278,100	331,500	387,000		
66	279,000	332,500	388,600		
67	279,900	333,600	390,100		
68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		
71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		
73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		
81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		

95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				

145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(号給の切替え)
- 2 施行日の前日において、この条例による改正前の三鷹市職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級の適用を受けていた職員のうち施行日の前日においてその者が受けていた号給が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の施行日における号給は、同表新号給欄に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

特定職員の号給の切替表

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1

37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40

77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

提案理由

管理職の職務の困難化や高度化を踏まえ管理職給与を見直すとともに、自転車、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に係る通勤手当を見直すほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第9号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は、」の右に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、公示事項についてインターネット等により閲覧することができることとするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 10 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の103の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の104の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の113の項事務の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の右に「又は各部分の高さ」を加え、同項名称の欄中「容積率」を「容積率等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務に建築物の各部分の高さに関する特例許可申請の審査事務を追加するほか、引用する同法及び建築基準法施行令の条項番号等を改めるため、本案を提出します。

議案第 11 号

三鷹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三鷹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の右に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、公示事項についてインターネット等により閲覧することができることとするため、本案を提出します。

議案第 12 号

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例（平成26年三鷹市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、規則で定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本案を提出します。

議案第 13 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の右に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第10条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第13条の5の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第13条の6 第10条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条の7 第10条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,846円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第13条の8 第10条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について98円とする。

第19条第1項中「及び同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「17万円)」の右に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,293円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 69円

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 923円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 49円

第19条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 370円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

第19条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 277円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 462円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 738円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 923円

第19条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の右に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の6の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の7の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の8の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項から第8項まで及び第10項から第14項までの規定中「第13条の4」の右に「、第13条の6」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額等及び軽減措置を定めるとともに、低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額を引き上げるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 14 号

三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

三鷹市介護福祉条例(平成12年三鷹市条例第6号)の一部を次のように改正する。
附則に次の2条を加える。

(令和8年度の保険料の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限

る。)の令和8年度における保険料の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円か

ら令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正

する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年度税制改正により、給与所得控除について最低保障額が引き上げられたことに伴い、一部被保険者の所得段階に移動が生じることから、令和8年度分の保険料に限り特例を定めるため、本案を提出します。

議案第 15 号

三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三鷹市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年三鷹市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三鷹市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、配偶者に係る補償基礎額の加算額を廃止するため、本案を提出します。

議案第 16 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和8年2月25日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

後期高齢者医療の保険料の軽減措置を引き続き実施することに伴い、令和8年度及び令和9年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を関係市区町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(以下省略)

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 広域連合の名称
- (2) 広域連合を組織する地方公共団体
- (3) 広域連合の区域
- (4) 広域連合の処理する事務
- (5) 広域連合の作成する広域計画の項目
- (6) 広域連合の事務所の位置
- (7) 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (8) 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- (9) 広域連合の経費の支弁の方法

(以下省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 17 号

令和 7 年度三鷹市一般会計補正予算（第 6 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 18 号

令和 7 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 19 号

令和 8 年度三鷹市一般会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 20 号

令和 8 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 21 号

令和 8 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 22 号

令和 8 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 23 号

令和 8 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 24 号

令和 8 年度三鷹市下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝